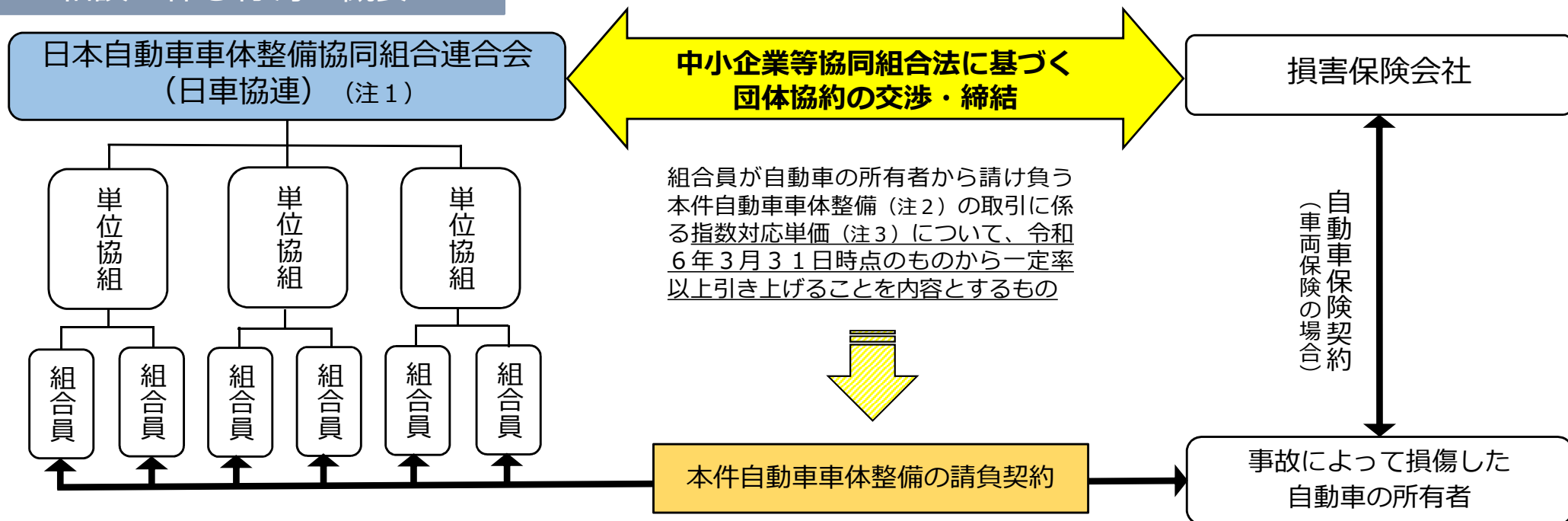


自動車車体整備事業者の団体と損害保険会社との間における 団体協約の締結に係る相談への回答について（概要）

相談に係る行為の概要



(注1) 日車協連の単位協組の組合員に大規模事業者が含まれないことを前提とする

(注2) 対物賠償保険又は車両保険が適用される自動車車体整備(自動車車体整備事業者を紹介する旨の契約に基づき行われるものを除く)

(注3) 損害保険会社が、自動車車体整備事業者との修理費に係る交渉において、修理費のうち工賃を算出する際に用いる単価

独占禁止法上の考え方

- 日車協連は、中小企業等協同組合法に基づき設立され、単位協組の組合員に大規模事業者が含まれないこととした場合においては、独占禁止法第22条第1号ないし第4号に掲げる要件を備え、かつ、本件相談に係る行為は、同条に規定する組合の連合会の行為に該当すると認められる
- 本件相談に係る行為は、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合に該当しないと認められる

日車協連の行為は、日車協連の説明に基づけば、単位協組の組合員に大規模事業者が含まれないこととした場合においては、独占禁止法の適用が除外され、**独占禁止法上問題となるものではない**